

令和8年5月28日
 子ども・若者部
 児童課
 保育課
 保育認定・調整課

「区内保育施設等における虐待（不適切な行為）の発生と対応等区への取組み」
 に関する児童福祉審議会保育部会への報告結果について

1 主旨

令和7年3月から令和8年3月末までに区内保育施設等（放課後児童健全育成事業については令和7年10月以降）において発生した虐待（不適切な行為）、これらに対する区の対応等について、児童福祉審議会保育部会への報告結果を報告する。

2 保育部会の委員及び開催日等

（1）保育部会委員

令和7年度

	氏名	所属等
部会長	天野 珠路	鶴見大学短期大学部教授
委員	丹羽 克裕	丹羽総合会計事務所会計士
委員	普光院 亜紀	保育園を考える親の会顧問

令和8年度

	氏名	所属等
部会長	普光院 亜紀	保育園を考える親の会顧問
委員	坂田 哲人	大妻女子大学家政学部准教授
委員	園田 巖	東京都市大学人間科学部准教授
委員	丹羽 克裕	丹羽総合会計事務所会計士

（2）開催日等

令和7年10月17日（金） 区内保育施設における虐待事案の発生について
 児童福祉法等の改正（虐待対応の強化）に伴う変更点
 等について

令和8年1月20日（火） 保育施設等に関する虐待（不適切な行為）の通報内容
 について

令和8年3月13日（金）	保育施設等に関する虐待（不適切な行為）の通報内容について
令和8年5月8日（金）	保育施設等に関する虐待（不適切な行為）の通報内容について

3 報告内容

(1) 児童福祉法等の改正（虐待対応の強化）に伴う変更点等について

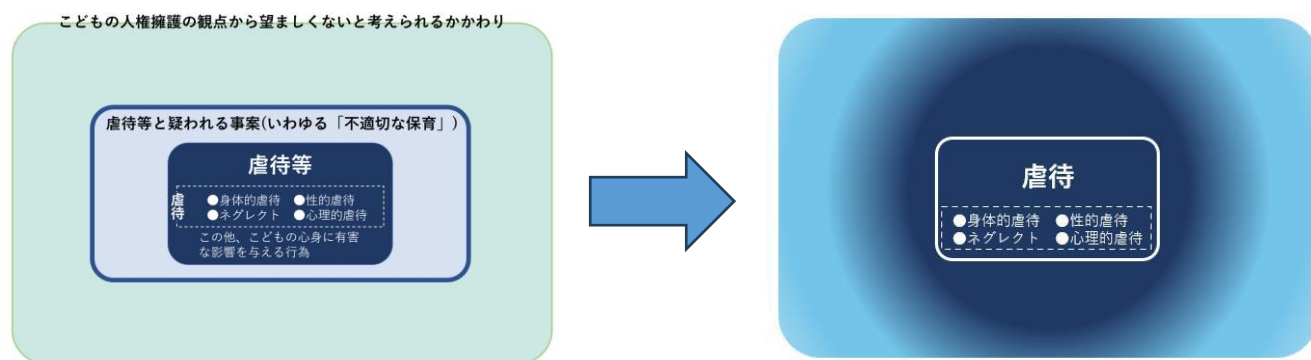
①児童福祉法等及び保育所等における虐待対応等を定めたガイドラインの改正について

令和7年9月24日の子ども・若者施策推進特別委員会において報告した「児童福祉法等の改正（虐待対応の強化）に伴う実施体制等の整備について」のとおり、令和7年10月1日の児童福祉法等の改正により、保育所等の職員による虐待を受けたと思われる子どもを発見した時の通報が義務化された。

国は法改正に伴い、保育所等における虐待対応等を定めたガイドラインを改訂し、新たに「保育所や幼稚園等における虐待の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」を発出した。

②虐待（不適切な保育）の概念の整理について

従前、ガイドラインにおいては、「不適切な保育」を「虐待等が疑われる事案」と捉え、また、「不適切な保育」の外側に「こどもの人権擁護の観点から望ましくないと考えられるかかわり」があるものと整理していた。一方で、新たに発出されたガイドラインにおいては、「不適切な保育」や「こどもの人権擁護の観点から望ましくないと考えられるかかわり」という概念は用いず、「虐待」の概念を軸に講ずるべき対応等を再整理している。



令和8年1月に開催した保育部会において、委員より「虐待の有無のみの判定では子どもが守られない、不適切な保育の区分を引き続き使用することが望ましい」との意見を踏まえ、また、今般の法改正において、幼稚園や放課後児童健全育成事業等についても、保育所等と同様に虐待の通報義務等の規定を設けたことから、区としては、「不適切な保育」を「不適切な行為」と改称し、引き続き使用することとする。

(2) 虐待（不適切な行為）の判断について

令和7年8月にこども家庭庁及び文部科学省から発出された「保育所や幼稚園等におけ

る虐待の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」に基づき、個別の案件に対して、子どもの状況、保育所等の職員の状況等を保育施設などから聞き取り、総合的に区で判断した。

(3) 区が把握した虐待件数および行為概要

令和7年3月から令和8年3月末までの間に、保育施設において、1園1件の虐待行為があり、指導を行った。また、不適切な行為については6園7件の行為（認可保育園4園5行為、認可外保育施設2園2行為）があったが、全てについて指導・助言し、改善を確認している。

また、放課後児童健全育成事業（新BOP学童クラブ）において、令和7年10月1日の児童福祉法改正以降、不適切な行為について4施設4件の行為があり、職員に対し指導を行った。

①保育施設

	令和6年度	令和7年度
虐待行為	3件 (私立保育園1園3行為)	1件 (私立保育園1園1行為)
不適切な行為	7件 (区立保育園1園1行為、私立保育園6園6行為)	7件 (区立保育園1園1行為 私立保育園3園4行為 認可外 2園2行為)

②放課後児童健全育成事業（新BOP学童クラブ）

	令和6年度	令和7年度（10月1日以降）
虐待行為		0件
不適切な行為		4件 (新BOP学童クラブ4施設4行為)

(4) 虐待行為の概要

①保育施設

事案の把握方法	施設長からの報告
施設	私立認可保育園
行為内容	他児がいない方向へ背中を勢いよく押し、当該園児がバランスを崩し前方に手をつく。その不安定な態勢の当該園児に対し、さらにお尻を押し、当

	該園児が床に倒れるように顔をぶつける。
行為類型	身体的虐待
経緯及び区、保育施設の対応	<ol style="list-style-type: none"> 1 令和7年8月25日に、施設長より区へ事故速報の第一報が入る。 2 同日夜間に、再度施設長より区へ連絡があり。当該保育士より「子どもが話を聞いてくれないので押した」との発言があった。 3 区は翌日、園を訪問し、ビデオカメラを確認するとともに、法人より発生状況等の報告を受け、区として当該虐待行為を確認。 4 同日、保護者が来園。区同席のもと、ビデオカメラの確認を行った後、園から当該保護者に対し虐待のあった事実を報告し、当該保育士と法人、施設長による謝罪を行う。 5 8月29日、運営法人・当該園による臨時保護者説明会の実施。(区職員も同席) 6 9月2日、区立保育園運営懇談会及び私立保育園長会において本事案について共有し、いかなることがあっても子どもへの虐待行為は許されないこと、また、子どもの権利を中心とした保育の実践について「保育の質ガイドライン」を確認すること等について再確認を行った。あわせて、認可外保育施設を含む全保育施設に対し、改めて同内容をメールにて周知した。 7 9月5日、保育サポート訪問を実施。 8 9月8日、区による当該保育園職員へのヒアリング実施、アンケート配付。 9 9月19日、運営法人・当該園による臨時保護者説明会の実施。(区職員も同席) 10 園運営の立て直しを図っている。以後、保育サポート訪問等で定期的に改善状況を引き続き確認している(10月3日、11月7日、12月9日、令和8年1月20日、2月17日、3月19日)。
その他	令和7年9月3日 子ども・若者施策推進特別委員会にて経緯等を報告

(5) 不適切な行為事案

①保育施設

	具体的な事案
1	着替えが遅い子どもに対して、強い口調で「早く」と言い、泣いている子どもに「うるさい」と呟いた。
2	午睡時に寝かせようとして身体を布団で包むようにしたり、不必要に身体を揺らしたりした。

3	子どもの行動を注意する際に「お化けがでるよ」「鬼が出るよ」という言葉で注意した。
4	興奮している子どもを落ち着かせる為、隣室に誘導する際に手で押した。
5	他児の髪の毛を引っ張った子どもに対して、「こんなことしたら痛いでしょ」と声をかけながら、少しの時間髪の毛を掴んだ。
6	食べるのが遅い子どもに対して、子どもが望まないタイミングで食べさせた。

②放課後児童健全育成事業（新BOP学童クラブ）

	具体的な事案
1	校庭で遊んでいた児童が、職員から「汚れているからそのままかえんな」と声を掛けられ、厳しく言われたと感じて、泣いて帰った。
2	間食の時間に子どもがおしゃべりしていることに対して、「静かにしろ」と強い口調で言った。
3	職員が、児童を指導した際に児童から言い返された言葉に対し、一時的に感情的になって強い口調で話をした。
4	体育館で集団遊びをしている際に、児童と指導員の認識が合わないことで言い合いになり、その場から離れようとした児童の服を掴み、身体を正対させ、大きな声で話をした。

4 保育部会で報告した区の実践

「児童福祉法等の改正（虐待対応の強化）に伴う実施体制等の整備について」のとおり、実施体制を整備し、虐待の発生予防及び早期対応により一層取り組んでいる。引き続き、区一丸となって虐待の発生予防、対応力の向上に取り組んでいく。

- (1) 令和7年3月に「世田谷区保育の質ガイドライン」を改訂し、各施設において、ガイドラインを用いた保育の振り返りや話し合いが進められている。子どもの声をもとに作成した「わたしとの約束」を活用するなど子どもの視点に立った保育実践を推進することで、保育関係者の間に「子どもの声に耳を傾ける」姿勢や「子どもの権利を中心とした保育」が徐々に広がってきている。また、周知用リーフレットを作成し、各保育施設等を通じて、全職員及び全保護者に配付し、周知・啓発に取り組んだ。さらに、これらの取り組みを推進するため、引き続き、研修、動画配信、保育ネットを活用した情報発信を継続的に実施し、保育者同士が学び合う機会の充実を図っていく。
- (2) 区では、全保育施設に対し、年1回以上サポート訪問を実施し、保育の質ガイドラ

インへの取組み、保育の様子、職員の子どもへの関わり等を確認し、保育の質向上に向けた助言を行っている。また、事務職員が中心となる定例訪問は、3年目となり、顔の見える関係性が構築され、現場における小さな気付きや懸念事項についても早期に共有され、迅速な対応につなげている。引き続き、保育の質の向上及び安全な保育環境の確保を図るため、相談内容に基づく個別支援や各関係機関との連携調整を行い、伴走型の支援を継続的に実施する。

- (3) 公立園長会や認証保育所・地域型保育事業等の連絡会において、苦情・相談の事例報告や虐待（不適切な行為）の事例報告を行い、継続的に注意喚起し、意識啓発に努めている。しかし、虐待（不適切な行為）の件数は減少傾向にあるものの根絶には至っていない。引き続きサポート訪問や研修の実施、事業者指導担当とも連携して、子どもの権利を中心とした保育の実践に向け、区が一丸となって取り組んでいく。
- (4) 区内で発生した保育施設における虐待（不適切な行為）事案を踏まえると、再発防止のためには、職員同士が保育について語り合い、日々の実践を振り返りながら、一人ひとりの職員の良さを見出し、助け合える関係性を構築することが不可欠であるという課題が明らかになっている。そのためには、施設長による適切な組織マネジメントと、それを支える法人等のバックアップが重要である。サポート訪問や園長会等通じて、これらの課題を共有するとともに、こうした組織風土を醸成できるように、各施設へ働きかけていく。
- (5) 令和5年度の午睡時間帯の死亡事故を受けて、全保育施設に対して安全対策を重点に確認するサポート訪問を実施した。認可外保育施設には、今年度も午睡時の抜き打ち訪問を行い、あおむけ寝が徹底されていない場合はその場で是正し、以後の徹底を指導した。また、認可外施設向けの訪問型研修は回数を増やして実施し、講義に限らずリスク管理や現場の課題に応じた内容とすることで、より実効性の高い支援となるよう取り組んだ。本取組みは今後も継続していく。

5 保育部会委員からの意見と区の対応

(1) 虐待行為について

① 委員意見の概要

虐待行為は、行為を行った職員だけの責任にとどまらず、前後の背景や職員体制、保育環境など全体を通して検証する必要がある。そのためには、法人は園の保育運営全般を把握し、法人の責任のもと改善に取り組むことが求められる。

② 区の対応について

継続的に保育サポート訪問を実施し、園全体で行った振り返りの内容を確認のうえ助言を行っている。また、法人に対しても直接働きかけ、人員体制の見直しを要請するなど、その改善状況を確認している。

(2) 不適切な行為の判断について

① 委員意見の概要

保育施設における事案3の「子どもに対して「お化けがでるよ」「鬼が出るよ」と言った」行為について、心理的外傷は、身体に傷として現れないため判断が難しい。子どもは時間の観念が未成熟であるため、質問の仕方によっては、記憶の歪みが生じ、記憶が上書きされやすいため、子どもがどのように感じたのかを自由に答えてもらえる質問（オープンクエスチョン）を意識する必要がある。

②区の対応について

虐待等の判断については、国のガイドラインに基づき、子どもの状況や子どもへの影響を勘案して判断している。子どもへの聞き取りにあたっては、オープンクエスチョンを用いるよう園と共有している。

(3) 法人への関わり方について

① 委員意見の概要

施設長のマネジメントも重要であるが、法人においても、区が求める施設長の役割や世田谷区保育の質ガイドラインの基本的な考え方を共有する必要があるのではないかと。例えば、施設長のマネジメント研修に法人担当者も参加対象とし、理解を深めることも一つの手法と考えられる。

② 区の対応について

虐待（不適切な行為）事案の再発防止のためには、施設長による適切な組織マネジメントに加え、それを支える法人のバックアップが重要である。委員からの意見を踏まえ、今後、法人職員の研修参加について、効果的な研修の選定や参加方法等の検討を進める。

(4) 不適切な行為に該当しない事例について

① 委員意見の概要

不適切な行為に該当しない事例であっても、小さな問題を放置するとエスカレートする可能性がある。通報があったという事実を踏まえ、何らかの課題が存在する可能性があるとの視点で捉えることが重要である。

② 区の対応

区は通報を受けた際、通報者及び当該園の双方に対し、丁寧に聞き取りを実施している。委員からの意見を踏まえ、調査の結果、不適切な行為に該当しない場合でも、子どもに対して別の関わり方ができたのではないかとという観点から振り返りを行うよう園に助言していく。